

## 市第61号議案

### よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会条例の制定について

#### 1 提案理由

よこはまウォーキングポイント事業の適正な運営を図る目的で、市長の附属機関としてよこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会を設置するため、よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会条例を制定したいので提案します。

#### 2 所掌事務（第2条）

- (1) よこはまウォーキングポイント事業を横浜市と共同して行う事業者の選定に関する  
こと
- (2) よこはまウォーキングポイント事業の評価及び検証に関すること
- (3) その他よこはまウォーキングポイント事業に関し市長が必要と認める事項

#### 3 委員会構成（第3条、第5条）

##### (1) 委員

学識経験のある者その他市長が必要と認める者8名以内

＜想定される委員＞

福祉保健医療分野の学識経験者

市民代表

##### (2) 臨時委員

市長が必要と認める者若干人

＜想定される委員＞

会計・経理分野の専門家

#### 4 任期（第4条、第5条）

委嘱日から2年（臨時委員を除く）

#### 5 条例施行予定日（附則）

公布の日から施行

## よこはまウォーキングポイント事業（案）について

中期4か年計画に基づく「100万人の健康づくり戦略」の主な施策として、これまで導入に向けた調査・検討を重ねてきた「よこはま市民健康ポイント制度」は、「よこはまウォーキングポイント事業」として、今後実施に向け準備を進めていきます。

### 1 事業内容

#### (1) 趣旨

多くの市民の方に、ウォーキングを通して、日常生活の中で楽しみながら継続して健康づくりに取り組んでいただくことを推進する事業を民間事業者と共同で実施します。

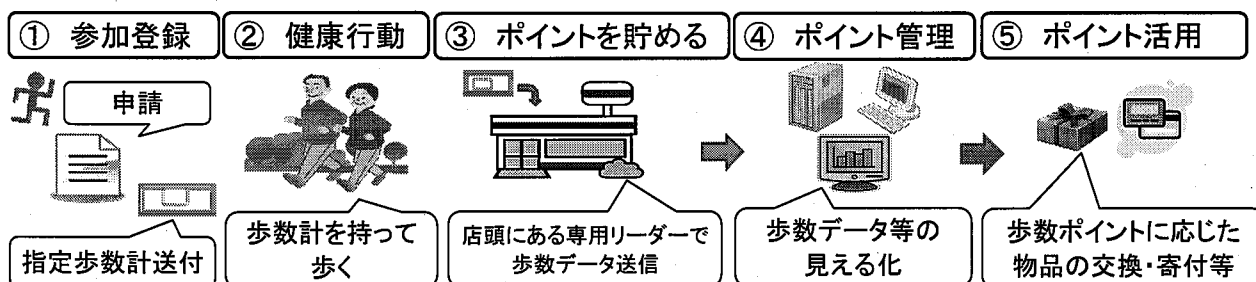
#### (2) 対象者

40歳以上の市民等

#### (3) 全体の流れ

- ① 参加登録者に指定歩数計を送付します。
- ② 参加者は、日常生活の中で歩数計を持ち、ウォーキングによる健康づくりに取り組みます。
- ③ 参加者は、市内店舗等に設置された専用リーダーで、歩数データをシステムに送信します。
- ④ 参加者は、専用サイトで自分の歩数や歩数に応じて付与されるポイント等の実績を確認できます。
- ⑤ 参加者は、歩数に応じてたまったポイントを共同事業者が提供する物品の交換等に活用できます。

#### 【フロー図】



#### (4) 参加登録目標数

	26年度	27年度	28年度	29年度
新規登録者数	5万人	10万人	10万人	5万人
延べ登録者数	5万人	15万人	25万人	30万人

### 2 市と事業者との役割分担

主体	市	事業者
役割	①事業の全体運営 ②事務局業務 ③広報・PR ④その他経費負担 (歩数計代、システム開発費等)	①歩数計等の供給 ②システム開発・運用 ③専用リーダーの設置・管理 ④インセンティブ(物品等)の提供

公募

※ その他、参加者にも、参加に係る費用の一部（歩数計送付に係る経費など）を負担していただく予定です。

### 3 事業者の選定（予定）

#### (1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

#### (2) 選定方法

事業者の4つの役割（歩数計・システム・リーダー設置店・インセンティブ）を一括して提案できる事業者（JV〈共同企業体〉を含む）を公募し、評価の最も高い者を選定します。

### 4 効果検証

事業実績及びアンケートによる行動・意識の変容調査等に基づき、「よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会」が評価・検証を行います。

### 5 スケジュール（予定）

平成26年1月下旬	共同事業者選定等委員会開催【第1回】 (募集要項、評価・選定基準審議)
2～3月	26年度予算議決を停止条件とする公募
4月下旬	共同事業者選定等委員会開催【第2回】 (提案書及びプレゼンテーションによる審査)
5月	事業者決定
6～10月	事業実施準備 ・システム開発 ・コールセンター等事務局業務体制の整備 ・事前参加登録 等
11月頃	事業開始

26年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とし、予算の議決がなされないときは成立しないものとして選定手続きを行います。